

群馬県営農業農村整備事業における週休２日制現場の実施要領

（目的）

第１条 この要領は、農業農村整備事業における週休２日の確保を推進し、働き方改革の実現及び担い手の長期的な確保・育成を図る「週休２日制現場」の実施に関し、必要な事項を定めるものである。

（対象工事）

第２条 原則として、県営農業農村整備事業における全ての工事を対象とし、種類は以下のとおりとする。ただし、災害応急などの緊急対応工事等、やむを得ない事由により、週休２日制現場の実施が適当でないと発注者が判断する工事は対象外とする。

１ 「現場閉所による週休２日制現場」

対象期間において、４週８休以上の現場閉所を行った状態をいい、「完全週休２日」又は「月単位の週休２日（現場閉所）」のいずれかをいう。

２ 「交替制による週休２日制現場」

対象期間において、当該現場に従事した技術者及び技能労働者が、交替しながら４週８休以上の休日確保を行った状態をいう。

なお、「交替制による週休２日制現場」については、当面の間、試行として実施する。

（発注方式）

第３条 発注者が発注時、施工条件明示に「現場閉所による週休２日制現場」であることを明示し、発注手続きを行うこととする。（注１）

なお、現場閉所が困難な工事（注２）については、「交替制による週休２日制現場」とすることができる。また、受注者が「交替制による週休２日制現場」を希望するときは、受発注者間の協議により、「交替制による週休２日制現場」に変更することができる。

（注１）施工条件明示の記載例

当工事は「（現場閉所・交替制）による週休２日制現場」の実施対象工事である。「群馬県営農業農村整備事業における週休２日制現場の実施要領」に基づき工事を実施すること。

（注２）現場閉所が困難な工事

- （１）災害等緊急に対応を要する工事など工期に制約等がある工事
- （２）社会的制約や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事

（現場閉所による週休２日制現場）

第４条 「現場閉所による週休２日制現場」の実施にあたっては、次のとおりとする。

１ 用語の定義

（１）「対象期間」

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場閉所ができない期間等）は含まないものとする。

(2) 「工事着手日」

工事開始日以降の実際の工事のための準備工（現場事務所等の建設または測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事はそれを含む）の初日をいう。（群馬県土木工事標準仕様書 1-1-1-2 「30. 工事着手日」 参照）

(3) 「現場閉所」

現場に従事する技術者及び技能労働者の休日・休暇にかかわらず、現場事務所等での事務作業を含めて1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上最低限必要な作業は実施してもよいものとする。また、災害対応等のほか、現場にやむを得ず出勤した場合でも、当該現場が閉所していれば現場閉所となる。なお、降雨、降雪、猛暑等の自然的な事象による計画外の閉所も現場閉所に含むものとする。

(4) 「完全週休2日」

原則として、対象期間における全ての土曜日並びに日曜日を計画的な休日とし、同時に1週間に2日間以上の現場閉所を達成した状態をいう。

(5) 「月単位の週休2日（現場閉所）」

対象期間における全ての月において、4週8休以上の現場閉所を達成した状態をいう。

2 現場閉所の考え方

(1) 対象期間中、週に2日間、工事現場を閉所とする。この閉所日は、原則として土曜日並びに日曜日とする。

(2) 受注者は、(1)で定めた閉所日において、当該現場に従事する全ての技術者及び技能労働者が休日又は休暇を取得できるよう努めるものとする。

(3) 「完全週休2日」、「月単位の週休2日（現場閉所）」の達成状況は、以下により確認するものとする。

1) 「完全週休2日」

達成状況は、対象期間内の週休2日達成率（以下、「達成率」という。）で確認する。達成率は、（週休2日の現場閉所を行った週）÷（対象期間の週）で算出し、100%（4週÷4週／月）にて達成とする。なお、ここでいう「週」とは、日曜日を開始日として土曜日を終了日とするものとし、対象期間内における土曜日もしくは日曜日が含まれない週は、その週の対象となる土曜日もしくは日曜日の閉所を行っている場合に、達成しているものとみなす。

2) 「月単位の週休2日（現場閉所）」

達成状況は、対象期間内の現場閉所率で確認する。現場閉所率は、（週休2日の現場閉所を行った日）÷（対象期間の日数）で算出し、全ての月において、28.5%（8÷28日）以上にて達成とする。ただし、暦上の土曜日並びに日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、対象期間内におけるその月の土曜日並びに日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

3 実施方法

- (1) 「現場閉所による週休2日制現場」の受注者は、工事着手までに別添様式1等を活用し、土曜日並びに日曜日を基本とする4週8休以上の休日（現場閉所）を見込んだ計画を立てて、適切に工程管理を行うこと。
- (2) 発注者は、「現場閉所による週休2日制現場」の取組により、工期内に工事を完成することができないと判断した場合は、「建設工事請負契約約款」第22条の規定により、週休2日制現場を取り組むために必要な日数分の工期延長を行うこととする。
- (3) 受注者は、対象期間中、「現場閉所と定めた日」にやむを得ない理由により現場作業を行わなければならない場合、現場閉所日を振り替えることができるものとする。
- (4) 現場閉所日の振り替えについては、以下によるものとする。
 - 1) 「完全週休2日」

受注者は、土曜日又は日曜日に工事等を行おうとする場合、事前に監督員と協議の上、現場閉所日を振り替えることができるものとする。ただし、振替現場閉所日は、同一週内において設けることを原則とする。
 - 2) 「月単位による週休2日（現場閉所）」

受注者は、設定した現場閉所日に工事を行おうとする場合、事前に監督員と協議の上、現場閉所日を設定することとする。振替現場閉所日は、現場閉所日と同じ月単位の範囲内で設けることを原則とする。

(現場閉所日の振り替えの目安)

事前に猛暑による現場閉所日の振り替えが可能となる目安は、「熱中症予防情報サイト（環境省）」などのWBGT値予測においてWBGT値31以上が予想される場合などを想定しているが、監督員によるWBGT値31以上の確認や、これを示す書類の提出は不要とする。

- (5) 週休2日制現場の達成状況は、別添様式1によるほか、以下の既存書類等により確認し、受注者の負担軽減に努めるものとする。

(参考：確認書類の例)

- ① 工事現場の閉所の状況がわかる書類（出勤簿等）
- ② 企業の休日がわかる書類（就業規則等）
- ③ CCUSの発注者支援機能による週休2日達成状況
- ④ その他、休暇取得状況がわかる書類

(交替制による週休2日制現場)

第5条 「交替制による週休2日制現場」の試行にあたっては、次のとおりとする。

1 用語の定義

(1) 「対象期間」

技術者及び技能労働者の当該現場への従事期間をいう。下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とするが、技術者及び技能労働者の従事期間が1週間未満の場合は対象外とする。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらか

じめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含まないものとする。

（２）「週単位の週休２日（交替制）」

対象期間内における全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら１週間に２日以上 of 休日を達成した状態をいう。

（３）「月単位の週休２日（交替制）」

対象期間における全ての月において、技術者及び技能労働者が交替しながら４週８休以上の休日を達成した状態をいう。

（４）「休日」

従事する技術者や技能労働者が１日を通して現場作業（現場事務所での事務作業を含む）を行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪、猛暑等の自然的な事象により計画外に休日となった場合も含むものとする。

２ 交替制の考え方

（１）対象期間中、週に２日間、技術者及び技能労働者が交替しながら休日を確保する。

（２）受注者は、全ての技術者及び技能労働者が４週８休以上の休日が確保できるよう努めるものとする。

（３）「週単位の週休２日（交替制）」、「月単位の週休２日（交替制）」の達成状況は、以下のとおり、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下、「休日率」という。）により確認するものとする。

※休日率は、全ての技術者及び技能労働者の平均とする。

１）「週単位の週休２日（交替制）」

対象期間内の休日率は、（技術者及び技能労働者の１週間の休日）÷（対象期間の日数）で算出し、全ての週において、休日率が 28.5%（２日／７日）にて達成とする。

２）「月単位の週休２日（交替制）」

対象期間内の休日率は、（技術者及び技能労働者の休日数）÷（対象期間の日数）で算出し、全ての月において、休日率が 28.5%（８日／２８日）以上にて達成とする。

３ 実施方法

（１）受注者は、工事着手までに別添様式２等を活用し、当該現場に従事する技術者及び技能労働者が交替しながら、４週８休以上の休日を確保する計画を立て、適切に工程管理を行うこと。

（２）受注者は、工事工程表提出後、作業状況等の必要に応じて、当該現場に従事する技術者及び技能労働者の休日を変更することができるものとする。

（３）週休２日制現場の達成状況は、別添様式２によるほか、以下の既存資料等により確認し、受注者の負担軽減に努めるものとする。

（参考：確認書類の例）

- ① 従事者の現場作業状況がわかる書類（出勤簿等）
- ② CCUS の発注者支援機能による週休２日達成状況
- ③ その他、休暇取得状況がわかる書類

(工事成績評定)

第6条 発注者は、受注者の週休2日の取組に対し、以下の(表1)「農業農村整備工事における週休2日制現場の取組に対する考査項目」により評価するものとする。なお、達成できなかった場合においても、評価を減点しないものとする。

(表1) 農業農村整備工事における週休2日制現場の取組に対する考査項目

評定者	考査項目
監督員	「2. 施工状況－Ⅱ. 工程管理」で評価対象項目「休日の確保を行っている」を評価することに加え、「5. 創意工夫 Ⅱ. 週休2日」で、以下のとおり評価する。 ①【対象期間中、「完全週休2日」を達成できた場合】 評定点＋2点(評定点合計＋0.8点)を加点する。 ②【対象期間中、「月単位の週休2日(現場閉所)」を達成できた場合】 評定点＋1点(評定点合計＋0.4点)を加点する。 ③【対象期間中、「交替制(週単位・月単位共通)」を達成できた場合】 評定点＋1点(評定点合計＋0.4点)を加点する。
総括職員	「6. 社会性等 Ⅱ. 週休2日」で、以下のとおり評価する。 ①【対象期間中、「完全週休2日」を達成できた場合】 評定点＋2.5点(評定点合計＋0.5点)を加点する。

附 則

この要領は、令和8年10月1日から適用する。